

消毒ポイントに係る作業マニュアル

I 目的

このマニュアルは、県内で特定家畜伝染病（以下「本病」という。）が発生した場合、または、本県に移動の規制区域が生じた場合、もしくは、隣接県において本病の患畜等が確認された場合、病原体の拡散防止及び県内への病原体の侵入防止を図るために設置される消毒ポイントでの作業内容を定めるものである。

II 消毒ポイントの区分について

1 緊急消毒ポイント

発生農場からの病原体の拡散を防ぐため、発生農場周辺に緊急的に設置し、病原体の封じ込めを図る。

対 応：県職員、市町村職員等

設置場所：概ね発生農場から 1km 以内の幹線道で 3～5ヶ所

運営期間：疑似患畜確定後から数日間、24 時間体制で実施。

対象車両：全車両

2 各制限区域消毒ポイント

「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、各制限区域（移動・搬出）付近に設置し、畜産関係者車両等の消毒を行い病原体の拡散防止を図る。

対 応：ペストコントロール協会、大分県建設業協会各支部等（必要に応じ県職員、市町村職員等）

設置場所：原則として各制限区域（移動・搬出）付近の幹線道路沿い

運営期間：疑似患畜確定後速やかにペストコントロール協会等との業務委託契約を行い、契約締結後から各制限区域の解除まで 24 時間体制で実施。

対象車両：畜産関係車両等

●留意事項

ペストコントロール協会等への委託を基本とするが、至急に設置する必要があると認められるポイントについては、県職員及び市町村職員等が協力して対応するものとする。

3 自主消毒ポイント

隣接県等において本病の患畜等が確認された場合、県境等の幹線道路沿いに設置し、県内への病原体の侵入防止を図る。

対 応：ペストコントロール協会、大分県建設業協会各支部等

設置場所：発生の確認された隣接県等から病原体の侵入が予測される県境等の幹線道路沿い。

運営期間：ペストコントロール協会等との業務委託契約締結後から発生の確認された隣接県等の制限区域解除まで24時間体制で実施。

対象車両：畜産関係車両等

4 臨時消毒ポイント

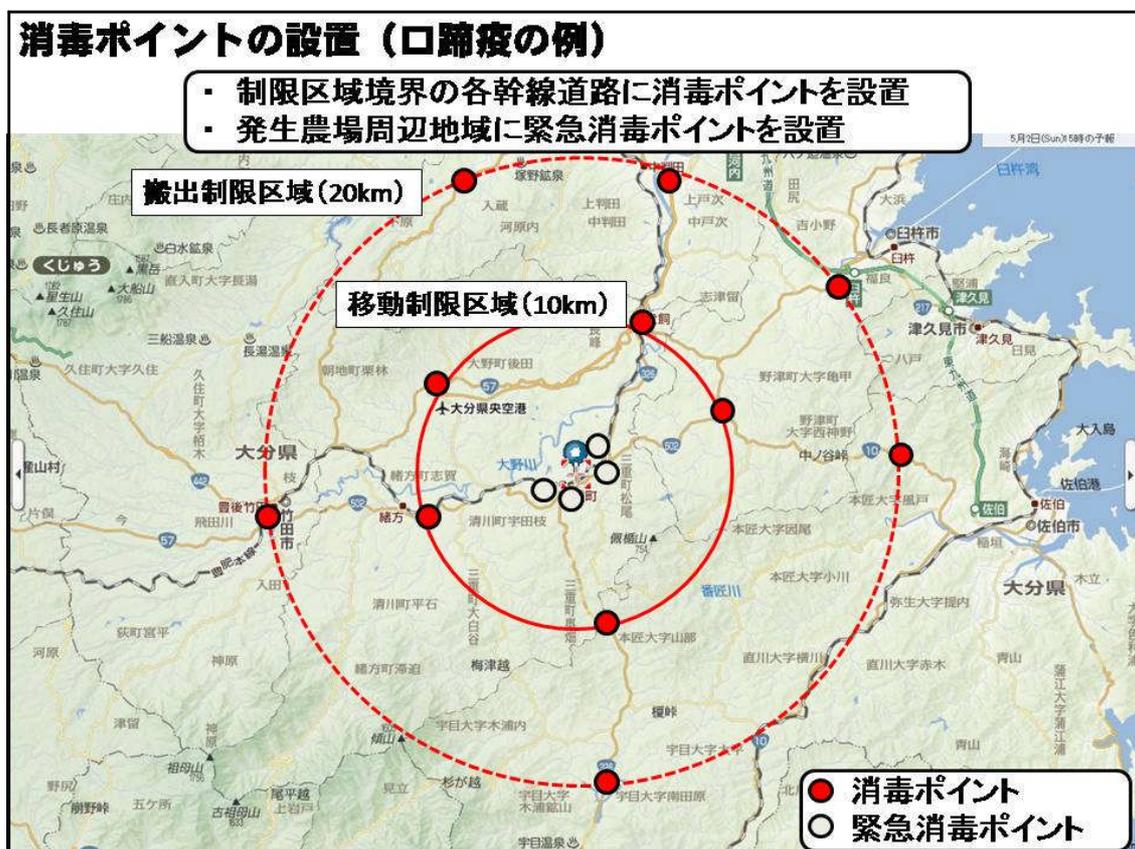
隣接県等で本病が発生し終息していない時期に、県内で家畜市場等を開催する場合、県境等の幹線道路沿い及び港等に臨時的に設置し、県内への病原体の侵入防止を図る。

対 応：県職員等

設置場所：県外からの購買者等が県内に入る際、通行予定の県境等の幹線道路沿い及び港、高速道路インターチェンジ出口付近等に設置。

運営期間：家畜市場開設者（全国農業協同組合連合会大分県本部）等との協議・調整により実施。

対象車両：隣県等からの購買者をはじめ市場関係車両等





III 対象車両について

以下に示す畜産関係車両及び防疫作業車両を対象とする。必要に応じて一般車両も対象とする。

【畜産関係車両】

- ・家畜（偶蹄類、家きん類）の輸送車両
- ・家畜（偶蹄類、家きん類）の飼料の輸送車両
- ・家畜生産物（生乳、卵等）の輸送車両
- ・敷料、堆肥等の運搬車両 等

○偶蹄類や家きん類以外の家畜及び飼料等の輸送に係る車両についても協力を求め対象とする。

【防疫作業車両】

- ・口蹄疫発生時、処分畜等を埋却地まで運搬する車両
- ・防疫資材等を各作業場へ運搬する車両
- ・その他防疫作業に関係し、病原体の汚染されている可能性のある車両等

【一般車両】

- ・区域を往来する上記以外の車両（状況に応じて消毒を実施する可能性あり）

IV 必要資機材について

○消毒ポイント1か所あたりに必要な資機材（例）

区分	区分	資材・機材名	数量	備考
作業員装着品	防疫資機材	防護服	6枚	(2名×3交代)/1日
	防疫資機材	長靴	6足	(2名×3交代)/1日、各自持込み
	防疫資機材	手袋	1箱	50回分(2枚/1回)、100枚/1箱
	防疫資機材	マスク	1箱	100回分、100枚/1箱
	防疫資機材	ゴーグル	—	必要に応じて
消毒機材	防疫資機材	動力噴霧器	1台	
	防疫資機材	貯水タンク	1個	300L程度
	防疫資機材	消毒薬	1個	薬剤調整容器（バケツ等）含む
ポイント機材	機材	テント	1張	
	機材	倉庫事務所	1棟	プレハブ等
	機材	簡易トイレ	1体	
	機材	机	2個	テント内に設置
	機材	椅子	4個	
	機材	発電機	1台	必要に応じて
	機材	投光器	1個	必要に応じて
	機材	軽トラック	1台	必要に応じて
	一般資材	看板	一式	設置場所に合わせて変更あり
その他	防疫資機材	様式	一式	様式1号～4号様式
	一般資材	筆記用具	一式	様式記入用ボールペン等
	一般資材	朱肉	1個	押印用
	一般資材	マジック（黒）	1個	
	一般資材	ガムテープ	1個	
	一般資材	時計	1個	

●留意事項

- ・臨時消毒ポイントについては、倉庫事務所、机及び椅子は必要に応じて設置。
- ・消毒薬は発生した疾病ごとに適切なものを選択し、口蹄疫の場合は、必要に応じ炭酸ナトリウムを使用する。

V 消毒作業手順

1 作業前準備

- (1) 消毒作業開始 30 分前までに集合する。
- (2) 防護服、長靴を着用し、待機する。
- (3) 消毒液の準備を行う。

①薬剤を水で希釈



水の量を確認し、希釈倍率により薬剤を投入する。



溶液全体をかき混ぜ薬剤を溶かすとともに濃度を均等にする。

- (4) 動力噴霧機の動作確認を行う。
 - ①燃料の確認と補充
 - ②始動し、故障を確認
- (5) 様式の確認を行う。

各様式の有無の確認

2 作業開始

【記録係】

- (1) 運転手に家畜伝染病予防法等に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める。
- (2) 「車両消毒実施記録表」(別記様式1)に必要事項を記録し、「車両消毒済証明書」(別記様式2)を作成し、押印する。
- (3) 消毒終了後、車両消毒済証明書を運転手に渡す。

【消毒係】

- (1) 手袋、マスク、ゴーグル(必要に応じて)を着用する。
- (2) 対象車両を消毒ポイントに誘導する。(必要な場合)
- (3) 協力への了承が得られたことの確認後、消毒を実施する。





- ・地面と接するタイヤの表面とともにフェンダー内の消毒を行う。
- ・泥等等が付着している場合は洗い落とす。



- ・車体全体の消毒を行う。車底部についても可能な範囲で消毒液を吹きかける。
- ・荷台に家畜や飼料等の積荷がある場合は、直接消毒液がかからないように注意する。

(4) 消毒終了後、動力噴霧器を停止する。

3 作業記録

- (1) 「消毒ポイント作業記録簿」(別記様式4)に作業状況とともに実施台数を記載する。
- (2) 1日(0時~24時)の車両消毒台数をとりまとめ振興局(家畜衛生飼料室)に報告する。振興局は、各消毒ポイントの車両消毒台数をとりまとめ家畜衛生飼料室へ報告する。

4 作業終了

- (1) 交代時には、作業内容や状況を、次の班に伝達する。
- (2) 防護服、手袋等は使い捨てなので、使用後は防疫資材用ゴミ袋に詰め込む。また、使用後は「消毒関係消耗品等使用簿」(別記様式3)に記録する。

5 その他

- (1) 消耗品材(防護服、マスク、手袋及び消毒薬)は常に確認し、不足しそうな場合は事前に現地防疫作業支援チーム責任者(振興局等)に連絡し補充する。
- (2) 誘導看板等に異常のあった場合は、即、現地防疫作業支援チーム責任者(振興局等)に連絡する。

(別記様式 2)

【実施番号： 0511 — 01 】

車両消毒済証明書（記入例）

消毒ポイント番号 ①（国道 10 号宗太郎峠）

車 両 番 号 大分 00 あ 12-34

消毒年月日及び時間 平成 22 年 5 月 11 日 6 時 5 分

上記の車両を消毒したことを証明する。

大分県

消毒実施者	印
◇ ◇	○

(別記様式 3)

消毒関係消耗品等使用簿 (記入例)

消毒ポイント番号【 ① 】

上段：使用数 下：残数

	消毒薬	防護服 (着)	マスク (個)	手袋 (組)	その他	確認者 (確認時間)
5月11日	500	2	3	5		◇ ◇
	3,500	5	30	40	ゴーグル 2	(8 : 10)
5月11日	500	2	2	4		◇ ◇
	3,000	3	28	32	ゴーグル 2	(16 : 10)
5月12日	0	2	2	6		◇ ◇
	3,000	1	26	20	ゴーグル 2	(0 : 10)
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

(別記様式4)

消毒ポイント作業記録簿

消毒ポイント番号【 】

日付	記録欄		記録者
	作業内容、引き継ぎ事項等	消毒台数	
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

(別記様式 4)

消毒ポイント作業記録簿 (記入例)

消毒ポイント番号【 ① 】

日付	記録欄		記録者
	作業内容、引き継ぎ事項等	消毒台数	
5月11日	<ul style="list-style-type: none">・車両消毒、給水・消毒拒否あり(1台)・夜間の騒音苦情あり	77台	
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			